

令和6年度 事務事業評価シート

事務事業名		整備地域不燃化加速助成					所管	都市づくり部 地域整備第二課		
事務事業の概要	根拠法令等	台東区整備地域不燃化加速助成制度要綱 東京都整備地域不燃化加速事業制度要綱 東京都整備地域不燃化加速事業補助金交付要綱 東京都防災都市づくり推進計画					事業の開始・終了年度			
							[事業開始] 令和 5 年度			
							[終了予定] 令和 7 年度			
	事業目的	東京都の「東京都整備地域不燃化加速事業制度」を活用し、震災時に特に甚大な被害が想定される地域において、老朽建築物に対する除却費及び建替えに対する設計・監理費の一部を助成し、不燃化を促進することで、防災まちづくりの一層の促進を図る。								
[R5年度] 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽建築物除却助成 上限120万円(都補助率1/2)6件 ・建替え助成 上限80万円(都補助率1/2)0件 ・制度普及パンフレットの印刷 1件 									
委託の有無	なし			補助金の有無	都					
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R7年度 目標値	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績 目標値 達成率			
	活動指標	建替え助成・老朽建築物除却助成	件	39	-	-	6	6	100.0%	
	成果指標									
	決算額 (単位:千円)				R3年度		R4年度		R5年度	
					0		0		6,986	
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			0		0		8,555	
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			0		0		47	
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			0		0		6,940	
		総経費			0		0		15,542	
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0		0		0	
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0		0		3,470			
一般財源(区負担額)			0		0		12,072			
実績を踏まえた評価	評価の視点	評価	評価の理由							
	必要性	4	浅草北部地域の不燃領域率の低い区域において、老朽建築物の建替えの促進のために、短期的・集中的に支援制度を充実させることは、災害に強いまちづくりを進める上で必要性が高まっている。							
	効率性	3	都の補助金を活用することにより区の財政負担を減らし、経費を抑えて効率的に事業を行っている。							
	手段の適切性	4	区が助成金を交付し、区民の経済的負担を軽減することで、老朽建築物の除却と耐火性の高い建物への建替えが促進され、市街地の防災性が向上する。							
	目的達成度	3	事業周知や北部地区防災向上の推進事業で実施している建替え相談会により、多数の相談があり、老朽建築物除却助成について、助成件数が目標を達成することができた。一方、建替え助成については、事業開始から十分な期間をとることが難しく、工事に期間を要することから助成件数は目標値以下となった。							
総合評価	現在の課題	老朽建築物を除却し、耐火造等の建築物を増加させることは、不燃領域率の向上につながるが、事前相談から申請に至らない場合があり、本事業の一層の利用促進を図る必要がある。						評価結果		
	今後の方向性	東京都の「東京都整備地域不燃化加速事業制度」の今後の動向を注視しながら、建替え相談会の機会等を通じて助成制度について丁寧に説明することにより、事前相談から申請につながる利用促進を図っていく。						維持		

令和6年度 事務事業評価シート

事務事業名		整備地域不燃化加速助成						所管	都市づくり部 地域整備第三課	
事務事業の概要	根拠法令等	台東区整備地域不燃化加速助成制度要綱 台東区不燃化まちづくり専門家派遣制度要綱 東京都整備地域不燃化加速事業制度要綱 東京都整備地域不燃化加速事業補助金交付要綱 東京都防災都市づくり推進計画						事業の開始・終了年度		
								[事業開始]	令和	5年度
								[終了予定]	令和	7年度
	事業目的	東京都の「東京都整備地域不燃化加速事業制度」を活用し、震災時に特に甚大な被害が想定される地域において、老朽建築物に対する除却費及び建替えに対する設計・監理費の一部を助成し、不燃化を促進することで、防災まちづくりの一層の推進を図る。								
[R5年度] 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽建築物除却助成 上限120万円(都補助率1/2) 1件 ・建替え助成 上限80万円(都補助率1/2) 0件 ・土業派遣 単価26,482円(都補助率1/2) 0件 ・谷中地区建替え相談会の実施 2日間 ・制度普及パンフレットの印刷 1件 									
委託の有無	なし			補助金の有無		都				
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R7年度 目標値	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績 目標値 達成率			
	活動指標	建替え助成・老朽建築物除却助成	件	5	-	-	1	5	20.0%	
	成果指標									
	決算額 (単位:千円)				R3年度		R4年度		R5年度	
					0		0		1,397	
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			0		0		5,133	
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			0		0		197	
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			0		0		1,200	
		総経費			0		0		6,530	
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0		0		0	
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0		0		685			
一般財源(区負担額)			0		0		5,845			
実績を踏まえた評価	評価の視点	評価	評価の理由							
	必要性	4	首都直下地震が今後30年以内に70%程度の確率で発生するとされている。災害時に区民の命を守るため、不燃領域率が70%に達していない谷中地域において、防災性向上に対する必要性が高まっている。							
	効率性	3	都の補助金を活用することにより区の財政負担を減らし、経費を抑えて効率的に事業を行っている。							
	手段の適切性	4	区が助成金を交付し、区民の経済的負担を軽減することで、老朽建築物の除却と耐火性の高い建築物への建替えが促進され、市街地の防災性が向上する。							
	目的達成度	3	令和5年度の活動指標は目標値に達しなかったが、広報たいとうや区HP、SNSで制度の周知に努めた。また、谷中地域の建替え相談会を開催し、申請につなげた。今後も谷中地域の防災性の向上を図るため、助成制度を周知し、老朽建築物の除却と建替えを促進していく。							
総合評価	現在の課題	制度導入時の想定より申請件数が少なく、対象地域に周知が届いていない可能性がある。						評価結果		
	今後の方向性	建替え阻害要因解消に向けた土業派遣及び老朽建築物除却や建替え助成制度に関する周知を丁寧に行い、利用促進を図っていく。						維持		

令和6年度 事務事業評価シート

事務事業名		住宅建築相談					所管	都市づくり部		
								住宅課		
事務事業の概要	根拠法令等	なし					事業の開始・終了年度			
							[事業開始] 平成 5 年度			
							[終了予定] - 年度			
	事業目的	区民等の家の建替え、リフォーム、耐震診断など、建築に関する各種相談に対して、建築士が専門的見地から適切な助言や指導を行うことで、区民等が安全に安心して住み続けられるまちづくりに寄与することを目的とする。また、国や都、区の住宅に関する様々な情報の周知を行うことで、区民の利便性の向上を図る。								
[R5年度] 事業内容	【建築相談】 区民等の家の建替えやリフォーム、耐震診断や共同建替えなど、建築に関する各種相談に建築士が応じる。 年4回、区役所にて相談会を実施する。 【台東区住宅総合ガイドブック】 区の住宅に関する情報をまとめたガイドブックを隔年で発行する。									
委託の有無	全部委託			補助金の有無		なし				
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R7年度	R3年度	R4年度	R5年度			
					目標値	実績	実績	実績	目標値	達成率
	活動指標	建築相談実施回数		回	4	4	4	4	4	100.0%
		住宅総合ガイドブック発行		回	1	1	0	1	1	100.0%
	成果指標	相談件数		件	24	19	19	22	24	91.7%
	決算額（単位：千円）					R3年度	R4年度	R5年度		
						355	189	491		
	事務事業コスト (単位：千円)	人にかかるコスト(人件費など)				2,881	3,371	2,566		
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)				355	190	492		
その他のコスト(扶助費・補助費など)				0	0	0				
総経費				3,236	3,561	3,058				
財源項目 (単位：千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)				0	0	0			
	その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)				0	0	0			
	一般財源(区負担額)				3,236	3,561	3,058			
実績を踏まえた評価	評価の視点	評価	評価の理由							
	必要性	3	家の建替えやリフォーム、耐震化など建築に関する各種相談を建築士に相談できる本事業の必要性は高い。防災意識の高まりや建物の老朽化により、建築相談のニーズは高まり相談件数も増加しているが、相談予約枠内で対応できている。							
	効率性	3	区内の建築の専門団体へ相談業務を委託し効率的に実施している。その他、相談者のニーズに応じて国や都、区の各種相談窓口を適切に案内している。							
	手段の適切性	3	住宅の図面や概要書等を紙ベースで確認することが多いため、相談方法は対面とし、より住宅の現状を把握した上で、建築士から具体的な対策を助言している。							
	目的達成度	3	相談件数は増加しており、また必要に応じて耐震化など建築に関する助成制度を案内しており、相談者の建築に関する各種相談に応えられている。							
総合評価	現在の課題	建築相談のニーズは高まっており、また区民の相談内容は多様化している。相談者に必要な相談窓口を的確に判断し、国や都、区の住宅関係の支援事業や他の相談事業を適切に案内する必要がある。						評価結果		
	今後の方向性	建物の老朽化や防災意識の高まりにより建築相談のニーズは高まっている。区民にとって身近な相談窓口として、事業を継続していくとともに、相談会の実施方法について、相談実績や申し込み状況を踏まえて適宜改善していく。また、相談者のニーズに応じて国や都、区の建築関係の相談事業や助成制度を適切に案内していく。						維持		

令和6年度 事務事業評価シート

事務事業名		住宅修繕資金融資あっせん					所管	都市づくり部	
							住宅課		
事務事業の概要	根拠法令等	東京都台東区住宅修繕資金融資あっせん制度要綱					事業の開始・終了年度		
						[事業開始]		昭和 5 1 年度	
						[終了予定]		- 年度	
	事業目的	資金不足により、住宅の修繕が困難な区民に対し、金融機関への融資あっせんと利子補給及び損失補償を行うことにより、居住環境の整備を図る。							
[R5年度]事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象:区内在住(1年以上)・工事後に居住する・居住部分が280㎡以下・最終返済時の年齢が75歳未満 ・融資あっせん額:工事費の80%以内で10万円以上500万円以内・マンション共用部分は工事負担額の80%以内で100万円以内 ・金融機関へのあっせん ・利子補給(令和5年度 本人負担利率1.00%、区負担利率0.50%) 								
委託の有無	なし			補助金の有無	なし				
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R7年度	R3年度	R4年度	R5年度		
				目標値	実績	実績	実績	目標値	達成率
	活動指標	あっせん件数	件	10	5	6	6	10	60.0%
		利子補給件数	件	-	34	36	36	-	-
	成果指標	融資実行件数	件	10	5	6	7	10	70.0%
	決算額 (単位:千円)				R3年度		R4年度		R5年度
					265		242		265
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			2,701		2,529		2,566
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			9		9		6
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			257		234		260
		総経費			2,967		2,772		2,832
財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0		0		0	
	その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0		0		0	
	一般財源(区負担額)			2,967		2,772		2,832	
実績を踏まえた評価	評価の視点	評価	評価の理由						
	必要性	3	過去20年間での融資実行件数は、毎年5~6件程度と横ばいである。区内における住宅の増改築・改修工事等の件数は年間2,000件程度と推計されるが、本事業の利用率は低い。						
	効率性	1	金融機関との打ち合わせ、契約書類やあっせん関係書類のやりとり、融資あっせん対象住宅への事前調査や事後調査など、一連の事務処理に係る人的コストが高い。						
	手段の適切性	2	民間等の金利の低いリフォームローン商品が多数あるなかで、区のあっせん制度を選択される方が少ない。						
	目的達成度	1	融資あっせん条件が限定されることや金利水準の低い状況において、住宅修繕のインセンティブとしての区の融資あっせんや利子補給の役割は相対的に低下していると考えられる。						
総合評価	現在の課題	事務処理の煩雑さと件数の少なさから、複数の融資取扱金融機関が令和7年度から取扱いを辞退すると申し出ており、事業内容を抜本的に見直す必要に迫られている。						評価結果	
	今後の方向性	長年にわたり利用率が低いことに加え、融資取扱金融機関の減少や民間等において金利の低いリフォームローン商品が多数存在することから、新規あっせんの休止も含め検討を行う。						縮小	

令和6年度 事務事業評価シート

事務事業名		旧忍岡住宅家賃支援					所管	都市づくり部	
								住宅課	
事務事業の概要	根拠法令等	台東区立忍岡住宅廃止に伴うバラカーサ池之端入居者家賃補助要綱					事業の開始・終了年度		
							[事業開始] 平成17年度		
							[終了予定] - 年度		
	事業目的	台東区立忍岡住宅の廃止に伴い、同住宅の入居者で、同住宅の跡地に一般財団法人首都圏不燃建築公社が建設したバラカーサ池之端に転居した者に対し、家賃補助を実施することにより、居住の安定を図る。							
[R5年度] 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・旧忍岡住宅入居者で、建替え後戻り入居者に対し、家賃月額に居住年数に応じた減額率を乗じて得た額を支援する。 ・家賃補助減額率は、当初(平成17年6月)50%、居住年数4年目以降は毎年6.25%ずつ減少、平成27年6月以降0%。 ・障害者世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯に限り、居住年数4年目以降についても家賃に50%の減額率を乗じて得た額を補助する。 ・令和5年度の補助対象世帯9世帯は全て高齢者世帯のため、50%の減額率を適用している。 								
委託の有無	なし			補助金の有無		なし			
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R7年度 目標値	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績 目標値 達成率		
	活動指標	家賃補助世帯数	戸	-	9	9	9	-	-
	成果指標								
	決算額 (単位:千円)				R3年度		R4年度		R5年度
					6,315		6,315		6,315
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			900		843		855
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			0		0		0
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			6,315		6,315		6,315
		総経費			7,215		7,158		7,170
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0		0		0
		その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0		0		0
		一般財源(区負担額)			7,215		7,158		7,170
	実績を踏まえた評価	評価の視点	評価	評価の理由					
必要性		3	家賃補助の対象である9世帯全てが高齢者世帯であり、継続的に支援を行っていく。						
効率性		3	家賃補助の受給者は、賃貸借契約を締結した一般財団法人首都圏不燃建築公社に対し、本来の家賃から家賃補助相当額を控除した金額を支払い、区は同公社に対して家賃補助分のみを支払いを行っている。						
手段の適切性		3	適正な資格審査のもと家賃補助を実施しており、手段は概ね適切である。						
目的達成度		3	継続的に家賃補助を行うことにより、居住の安定が図られている。						
総合評価	現在の課題	バラカーサ池之端からの退居等により、補助対象世帯が徐々に減少していくことが見込まれるが、事務量に大きな変化は生じないことから、効率性の面で一部課題が残る。						評価結果	
	今後の方向性	居住の安定を図るため、事務の効率化を図りながら、引き続き、適正に家賃補助を実施していく。						維持	

令和6年度 事務事業評価シート

事務事業名		従前居住者用住宅					所管	都市づくり部		
								住宅課		
事務事業の概要	根拠法令等	台東区従前居住者用住宅条例・同施行規則					事業の開始・終了年度			
							[事業開始] 平成23年度			
							[終了予定] - 年度			
	事業目的	密集住宅市街地整備促進事業の道路拡幅等に伴い、木造賃貸住宅等の除却により住宅に困窮すると認められる方に対し、従前居住者用住宅を提供することにより、生活再建を支援する。								
[R5年度] 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区が独立行政法人都市再生機構から従前居住者用に住宅を借上げ、区営住宅として管理する。 ・入居者の使用料は、公営住宅法に基づき計算し、賦課・徴収する。 									
委託の有無	なし			補助金の有無		なし				
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R7年度	R3年度	R4年度	R5年度			
				目標値	実績	実績	実績	目標値	達成率	
	活動指標	総管理戸数	戸	-	11	10	9	-	-	
	成果指標	入居率	%	-	100.0	100.0	100.0	-	-	
	決算額 (単位:千円)				R3年度		R4年度		R5年度	
					6,441		5,999		5,938	
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			1,801		2,529		2,566	
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			6,391		5,984		5,939	
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			50		16		0	
		総経費			8,242		8,529		8,505	
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			3,406		3,510		4,354	
		その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0		0		0	
		一般財源(区負担額)			4,836		5,019		4,151	
実績を踏まえた評価	評価の視点	評価	評価の理由							
	必要性	3	密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる方に対して、従前居住者用住宅を供給するものであり、事業推進のためにも必要性は高い。							
	効率性	3	必要戸数に応じて、都市再生機構から借上げる戸数を調整している。なお、退居が発生した場合は、その時点での住宅確保の必要性を勘案し、速やかに住宅を返還しており、効率的に事業が実施されている。							
	手段の適切性	3	密集住宅市街地整備促進事業を実施している所管課より連絡を受け、必要戸数を借上げており、事業の進捗状況を把握し、密に連携を図って実施できている。							
	目的達成度	3	従前居住者用住宅の供給は、密集住宅市街地整備促進事業の推進とともに、住宅に困窮する区民の居住の安定を図り、住み慣れた地域での生活再建を支援している。							
総合評価	現在の課題	従前居住者用住宅の建物については、区が借上げる住宅以外は都市再生機構が直接賃貸しており、借上げ及び管理等に関し双方で協定を締結している。通常の管理業務において、区と都市再生機構との役割分担は明確であるが、個々の入居者対応についても、役割分担に基づき適切に対応していく必要がある。						評価結果		
	今後の方向性	密集住宅市街地整備促進事業に伴う従前居住者用住宅の供給は、災害等に強いまちづくりを促進し、加えて、住宅に困窮する区民の居住の安定を確保するため必要性が高い事業であることから、引き続き、都市再生機構と連携を図りながら、適切に管理運営を行っていく。						維持		

令和6年度 事務事業評価シート

事務事業名		建築調整					所管	都市づくり部	
							住宅課		
事務事業の概要	根拠法令等	東京都台東区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例 台東区建築計画の早期周知に関する指導要綱					事業の開始・終了年度		
							[事業開始] 昭和47年度		
							[終了予定] - 年度		
	事業目的	建築に伴う紛争の未然防止を図るとともに、迅速かつ適切な調整を行うことにより、地域における生活環境の維持向上を図る。							
[R5年度]事業内容	(1)中高層建築物の建築に係る計画の事前公開 (2)建築計画に伴う紛争の予防と調整 ①建築計画を近隣住民へ説明会等で周知するよう指導する。 ②建築計画に対する相談を受け適切な調整を行うとともに、当事者間の話し合いを調整する。 ③必要に応じてあつせん、調停を行う。								
委託の有無	なし			補助金の有無	なし				
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R7年度 目標値	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績 目標値 達成率		
	活動指標	標識設置件数	件	-	204	214	221	-	-
		相談延べ回数	件	-	564	618	308	-	-
	成果指標	紛争扱い件数	件	-	6	2	0	-	-
	決算額 (単位:千円)				R3年度		R4年度		R5年度
					310		837		652
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			29,786		32,016		32,297
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			0		7		9
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			70		0		0
		総経費			29,856		32,023		32,306
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0		0		0
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0		0		0		
一般財源(区負担額)			29,856		32,023		32,306		
実績を踏まえた評価	評価の視点	評価	評価の理由						
	必要性	3	中高層建築物の建築に際し、建築計画の事前公開や紛争調整制度は、地域生活環境の維持・向上のために必要である。						
	効率性	3	窓口での対応や電話・メールによる相談など、相談者が手段を選択出来るようにしている。						
	手段の適切性	4	建築計画の事前公開及び近隣説明等の順守とともに、区が間に入り、近隣住民と事業者間で適切な調整が行えることにより紛争の解決を進めている。						
	目的達成度	4	建築計画の事前公開や近隣説明等を行うことにより、紛争の未然防止につながっている。						
総合評価	現在の課題	関係者の話し合いの機会を設定するにあたって、その調整に時間を費やすケースなど、相談から解決までが長期間となる場合がある。						評価結果	
	今後の方向性	区から事業者及び近隣住民へ積極的に呼びかけ、話し合いが円滑に行われるようにする。また、現場状況を把握し、状況に応じた提案等を行い早期解決を図る。						維持	

令和6年度 事務事業評価シート

事務事業名		特定優良賃貸住宅						所管	都市づくり部	
									住宅課	
事務事業の概要	根拠法令等	台東区特定優良賃貸住宅条例・同施行規則 台東区指定法人管理型住宅制度要綱・実施要領 台東区指定法人管理型住宅補助金交付要綱・交付要領						事業の開始・終了年度		
								[事業開始] 平成 7 年度		
								[終了予定] 令和 6 年度		
	事業目的	中堅所得者層を対象に優良な賃貸住宅を供給し、住宅使用料の一部を助成するとともに、供給計画に基づく管理期間の経過をもって管理を終了する。								
[R5年度] 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者が建設した優良な賃貸住宅を、中堅所得者層を対象とした公的賃貸住宅として20年間区が借上げ、または指定法人が管理する。 ・所得に応じた家賃補助を行い、入居者の家賃負担を軽減する。(入居者負担額は管理開始2年目以降3.5%ずつ上昇) ・令和5年度は、指定法人管理型住宅1棟(15戸)のみを供給する。 									
委託の有無	なし			補助金の有無		国				
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R7年度	R3年度	R4年度	R5年度			
				目標値	実績	実績	実績	目標値	達成率	
	活動指標	総管理戸数	戸	-	56	15	15	15	100.0%	
	成果指標	入居率	%	-	84.9	100.0	98.6	100.0	98.6%	
	決算額 (単位:千円)				R3年度		R4年度		R5年度	
					47,381		1,068		653	
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			4,232		3,793		3,850	
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			45,753		11		8	
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			1,628		1,058		646	
		総経費			51,613		4,862		4,504	
財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			35,913		636		60		
	その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			764		433		294		
	一般財源(区負担額)			14,936		3,793		4,150		
実績を踏まえた評価	評価の視点	評価	評価の理由							
	必要性	1	特定優良賃貸住宅については、市場家賃との価格差がなくなってきており、区民のニーズが減少しているため、指定法人による20年間の管理期間満了をもって、区による家賃補助を終了する。							
	効率性	3	住宅管理の専門家である指定法人が管理することによって、適切な維持管理とともに区の事務負担の軽減が図られている。							
	手段の適切性	3	現行の特定優良賃貸住宅1棟は、指定法人管理型住宅であり、オーナーから管理を受託した指定法人が管理業務を担っている。実施基準により区及び指定法人が行う管理業務を明確化している。							
	目的達成度	4	優良な賃貸住宅を供給し家賃補助を行うことで、区民の定住促進が一定程度図られた。管理の効率性を低下させないようにしながら、円滑に事業を終了する。							
総合評価	現在の課題	令和6年度末をもって区の管理が終了し、その後は民間住宅として運営されることとなるが、家賃等の入居条件が変わる可能性があり、現入居者に対して丁寧な説明が必要である。						評価結果		
	今後の方向性	特定優良賃貸住宅については、令和6年度末をもって区の管理が終了する予定である。本事業における住宅使用料の一部助成については、市場家賃との比較の上でも、今後の事業継続の必要性は低く、また、本事業終了による区民生活への影響は少ないと考えられる。円滑な事業終了に向け、適切に入居者対応を行っていく。						廃止・終了		

令和6年度 事務事業評価シート

事務事業名		台東区高齢者住宅					所管	都市づくり部			
								住宅課			
事務事業の概要	根拠法令等	台東区高齢者住宅条例・同施行規則					事業の開始・終了年度				
							[事業開始] 平成 3 年度				
							[終了予定] - 年度				
	事業目的	住宅に困窮している高齢者に対し、高齢者の特性に配慮した安全で使いやすい構造と設備を備えた住宅を供給することにより、高齢者の生活の安定と福祉の増進を図る。									
[R5年度] 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象: 満65歳以上の単身又は二人世帯で、居住・収入等一定の基準を満たす者 ・供給戸数: 283戸(区立4棟・借上げ13棟) ・緊急時の対応や安否の確認等を行う生活協力員を配置する。 ・高齢者住宅(シルバーピア)入居者募集を実施(募集戸数: 単身用18戸、世帯用3戸)する。 ・シルバーピアしたや大規模修繕工事を実施する。 										
委託の有無	一部委託			補助金の有無		国・都					
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R7年度	R3年度	R4年度	R5年度				
				目標値	実績	実績	実績	目標値	達成率		
	活動指標	総管理戸数	戸	309	283	283	283	283	100.0%		
	成果指標	入居率	%	98.0	96.3	94.5	94.3	98.0	96.2%		
	決算額 (単位:千円)				R3年度		R4年度		R5年度		
					330,779		337,491		365,305		
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			18,007		16,857		17,109		
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			284,677		291,389		289,353		
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			46,103		46,103		75,952		
		総経費			348,787		354,349		382,414		
財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			70,808		69,721		71,717			
	その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			61,526		65,390		64,911			
	一般財源(区負担額)			216,453		219,238		245,786			
実績を踏まえた評価	評価の視点	評価	評価の理由								
	必要性	3	住宅に困窮している高齢者に対する事業であり、入居申込みの倍率は高い水準で推移している。								
	効率性	3	令和5年度は区立1棟の大規模修繕工事によりコストが増大したものの、高齢者住宅17棟のうち13棟は民間建物の借上げにより供給を行っていることから、効率的に事業が運営されている。								
	手段の適切性	3	住宅確保に困窮する高齢者のセーフティネットとして、低廉な家賃とともに、自立生活を支える設備を備えた住宅を区が管理し供給している。								
	目的達成度	3	入居者の退居による原状回復工事ならびに家財処分を行う相続人調査に時間を要し入居率は目標に達しなかったが、供給拡大に向けた取り組みも順調に進んでおり、事業運営は概ね良好に進捗している。								
総合評価	現在の課題	既存の高齢者住宅においては、建物の老朽化等により維持修繕費用が増大している。また、高齢者住宅の借上げについては、当初の借上げ期間20年が満了し、その後15年の再借上げを順次行っている。今後、再借上げ期間満了を見据え、本事業の方向性等の検討や課題整理に取り組んでいく必要がある。							評価結果		
	今後の方向性	高齢者住宅については、今後の再借上げ期間満了を見据え、本事業の方向性等について検討を進めていくとともに、引き続き、高齢者住宅の適切な維持管理と供給水準の確保を図り、住宅に困窮している高齢者の居住の安定確保を図っていく。							維持		

令和6年度 事務事業評価シート

事務事業名		交通安全協会事業助成		所管	都市づくり部		交通対策課		
事務事業の概要	根拠法令等	台東区補助金等交付規則 台東区交通安全協会補助金交付要綱		事業の開始・終了年度					
	事業目的	交通事故のないまちづくりの推進に寄与することを目的とした台東区内の交通安全協会の行う活動に対して、補助金を交付することにより、交通安全協会の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とする。		[事業開始] 平成24年度					
	[R5年度] 事業内容	台東区内の交通安全協会(上野・下谷・浅草・蔵前)が実施する次の活動にかかる経費の1/2を補助(上限額:1,105,000円) ①全国交通安全運動(春及び秋の全国交通安全運動) ②交通安全啓発活動(交通安全パレード、交通安全のつどい、交通安全キャンペーン、所轄警察署が独自に企画した交通安全活動を共同実施した場合) ③交通安全広報活動(交通安全チラシ・広報誌・ポスター・懸垂幕等の作成、各種広報媒体による広報活動) ④交通安全教育活動(交通少年団の活動、交通安全指導用教材等の購入・講演会の開催等) ⑤交通安全協会研修活動(東京交通安全協会等関係機関の研修への参加)		[終了予定] - 年度					
	委託の有無	なし		補助金の有無		なし			
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R7年度	R3年度	R4年度	R5年度		
	活動指標	助成件数	件	-	4	4	4	-	-
		成果指標	年間活動件数	件	-	326	562	468	-
	決算額(単位:千円)				R3年度		R4年度		R5年度
					4,420		4,420		4,420
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			1,801		1,686		1,711
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			0		0		0
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			4,420		4,420		4,420
		総経費			6,221		6,106		6,131
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			527		3,532		1,455
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0		0		0		
一般財源(区負担額)			5,694		2,574		4,676		
実績を踏まえた評価	評価の視点	評価	評価の理由						
	必要性	3	交通安全協会は区と区内警察署、町会とのパイプ役という重要な役割を担っている。区内の交通安全の確保のため、法令の改正やルールの変更に応じて、各町会の交通部と連携し、臨機応変に周知を実施する必要があり、同協会への支援は必要である。						
	効率性	3	近年の道路交通法改正に対応するため、年々、事業実施回数が増加している。死亡交通事故があった4年度は、重点的な活動を行い、補助金を効率よく事業へ活用していると判断している。						
	手段の適切性	3	新型コロナの5類移行後、各署の交通安全協会実施の啓発イベントや交通少年団の活動など、対面での活動が増え、多くの人に啓発ができています。						
	目的達成度	3	道路交通法の改正による自転車用ヘルメットの着用努力義務化や、東京都条例による自転車損害賠償責任保険の加入義務付け等の新たな交通ルールの普及啓発を行うため、交通安全協会は、区が実施しているT5マーク取得費用助成事業等の申請を促進する等、区や警察署、町会と連携を取りながら、周知・啓発を幅広い層に行っている。						
総合評価	現在の課題	昨年度の自転車用ヘルメット着用努力義務化や、今後施行される自転車反則通告制度など、道路交通法については近年頻度が高く改正が行われるため、新しい交通ルールやマナーの周知啓発方法が課題である。					評価結果		
	今後の方向性	自転車の交通違反に反則金を納付させる取締りを盛り込んだ改正道路交通法の可決により、2年以内に施行されることから、交通ルールやマナーの普及啓発はさらに推し進める必要がある。今後も、町会等に幅広く認知されている交通安全協会の活動を支援するため、補助を継続していく。					維持		

令和6年度 事務事業評価シート

事務事業名		防犯灯助成					所管	都市づくり部			
								土木課			
事務事業の概要	根拠法令等	台東区私道防犯灯整備の助成に関する規則 台東区民有灯補助金交付要綱					事業の開始・終了年度				
							[事業開始] 昭和45年度				
							[終了予定] - 年度				
	事業目的	私道防犯灯の整備費・民有灯(防犯灯、装飾灯)の維持管理費の一部を補助することで、道路交通の安全、夜間の犯罪防止及び都市の美化に資することを目的とする。									
[R5年度]事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象:町会 ・私道防犯灯整備助成:町会の申請に基づき、必要な箇所へ私道防犯灯の設置を行うとともに、老朽化した私道防犯灯について更新する。 ・民有灯補助金:民有灯の設置状況を調査し、民有灯の維持管理費用の一部を町会単位で補助する。(補助金交付額:予算の範囲内において維持管理に要する経費の一部) 										
委託の有無	一部委託			補助金の有無		なし					
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R7年度	R3年度	R4年度	R5年度				
				目標値	実績	実績	実績	目標値	達成率		
	活動指標	私道防犯灯整備基数	基	-	44	68	55	-	-		
	成果指標	民有灯補助金交付基数	基	-	2,053	2,036	2,024	-	-		
	決算額(単位:千円)				R3年度		R4年度		R5年度		
					10,840		10,515		9,693		
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			3,601		3,371		3,422		
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			576		601		649		
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			10,264		9,914		9,044		
		総経費			14,441		13,886		13,115		
財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0		0		0			
	その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0		0		0			
	一般財源(区負担額)			14,441		13,886		13,115			
実績を踏まえた評価	評価の視点	評価	評価の理由								
	必要性	3	町会が防犯灯を自主的に整備することは費用負担の面でも難しく、地域からの防犯灯の設置要望箇所への整備費用や、老朽化した防犯灯の更新費用を助成することは、安全面からも必要である。また、継続して、維持管理をしてもらうためには、その費用の一部補助は必要である。								
	効率性	3	町会の夜間パトロールや町会が受けた住民からの整備要望箇所の情報を区と共有することで、私道防犯灯の整備助成を効率的に進めている。また、補助金額については、毎年対象となる民有灯の設置状況調査を行い、見直しを図りながら効率的に進めている。								
	手段の適切性	3	地域と連携した私道防犯灯の整備、民有灯の維持管理費の一部助成を行うことで、適切な日常の維持管理が可能になっている。また、事務処理の一部を自動化するなど事業手法も適切である。								
	目的達成度	3	設置相談のあったもので整備基準に適合しているものについては、すべて対応が出来ている。								
総合評価	現在の課題	私道防犯灯の蛍光灯については、消費電力が大きく寿命が短いことから、省エネ対応と維持管理費の軽減が課題となっている。						評価結果			
	今後の方向性	私道防犯灯については省エネや維持管理費の軽減のため、LED化を促進していく必要がある。また、私道防犯灯の整備費用や民有灯の維持管理費用の一部を補助することで、継続して適切な民有灯の維持管理が可能になっており、今後も引き続き助成していく。なお、自動化により事務処理を効率化しているが、現在の自動化の工程に加え、押印廃止など手続きの簡素化がなされた段階で、オンライン申請を活用し、更なる効率化を図るか検討する。						維持			